

(仮称)加工食品工場建設設計画に係る
条例環境影響評価書

平成 31 年 4 月

味の素株式会社 川崎事業所

はじめに

1 条例環境影響評価書について

本条例環境影響評価書（以下「条例評価書」という。）は、「川崎市環境影響評価に関する条例」（平成11年 条例第48号）第26条の規定により、本事業に係る条例環境影響評価審査書（以下「条例審査書」という）の内容に基づき、平成30年8月に提出した「（仮称）加工食品工場建設計画に係る条例環境影響評価準備書」（以下「条例準備書」という。）に検討を加え、条例評価書として作成したものである。

2 条例環境影響評価書作成までの手続き経緯

条例評価書作成までの手続き経緯は、表-1に示すとおりである。

表-1 条例評価書作成までの手続き経緯

年	月 日	内 容	備 考
平成30年	8月29日	指定開発行為実施届及び条例準備書の提出	川崎市環境影響評価に関する条例第9条第1項及び第18条第1項
	9月5日	条例準備書公告、縦覧開始	川崎市環境影響評価に関する条例第19条
	9月24日	説明会開催（第1回：サンピアンかわさき（労働会館）（4階 第2会議室））	川崎市環境影響評価に関する条例第20条第1項
	9月25日	説明会開催（第2回：サンピアンかわさき（労働会館）（4階 第2会議室））	川崎市環境影響評価に関する条例第20条第1項
	10月12日	説明会開催等結果報告書の提出	川崎市環境影響評価に関する条例第20条第2項
	10月19日	条例準備書縦覧終了、意見書締切り	意見書提出 1名1通 川崎市環境影響評価に関する条例第21条第1項
	11月27日	条例見解書の提出	川崎市環境影響評価に関する条例第22条第1項
	12月4日	条例見解書公告、縦覧開始	川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項
	12月18日	条例見解書縦覧終了	川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項
平成31年	1月29日	川崎市長から川崎市環境影響評価審議会に条例準備書について諮問	川崎市環境影響評価に関する条例第24条第2項
		審議会（現地視察及び条例準備書事業者説明）	—
	2月25日	審議会（条例準備書答申案審議）	—
	2月26日	川崎市環境影響評価審議会から川崎市長あて条例準備書の審査結果について答申	—
	3月5日	条例審査書公告、指定開発行為者あて送付	川崎市環境影響評価に関する条例第25条第1項

3 条例環境影響評価書の構成

条例評価書は、条例準備書の構成を基に、第10章に「条例準備書に対する市民意見等の概要及び指定開発行為者の見解」を、第11章に「条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解」を追加した。

目 次

第 1 章 指定開発行為の概要

1 指定開発行為者	1
2 指定開発行為の名称及び種類	1
3 指定開発行為を実施する区域	1
4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容	3
(1) 目的、事業立案の経緯等	3
(2) 事業概要	5
(3) 土地利用計画	7
(4) 建築計画	9
(5) 工場設備計画	18
(6) 公害防止計画	20
(7) 施設管理計画	23
(8) 緑化計画	25
(9) 交通計画	28
(10) 供給施設計画	30
(11) 排水施設計画	31
(12) 廃棄物処理計画	37
(13) 防・消火計画	37
(14) 施工計画	40

第 2 章 周辺地域の概況及び環境の特性

1 周辺地域の概況	47
(1) 気象	47
(2) 地象	49
(3) 水象	49
(4) 公園、緑地等の状況	50
(5) 植物、動物の状況	51
(6) 人口及び産業	52
(7) 土地利用	54
(8) 交通及び運輸	59
(9) 公共施設等	63

(10) 史跡及び文化財	66
(11) 公害等の状況	67
(12) 法令等	76
2 周辺地域の環境の特性	78

第3章 環境影響評価項目の選定等

1 環境影響要因の抽出	81
2 環境影響評価項目の選定	81
3 環境配慮項目	89
(1) 環境配慮項目の選定	89
(2) 環境配慮方針	90

第4章 環境影響評価

1 大気	91
1. 1 大気質	91
1. 2 悪臭	136
2 土	148
2. 1 土壤汚染	148
3 緑	158
3. 1 緑の質	158
3. 2 緑の量	175
4 騒音・振動・低周波音	183
4. 1 騒音	183
4. 2 振動	222
5 廃棄物等	245
5. 1 一般廃棄物	245
5. 2 産業廃棄物	250
5. 3 建設発生土	258
6 構造物の影響	263
6. 1 景観	263
7 地域社会	278
7. 1 地域交通（交通混雑、交通安全）	278

8 温室効果ガス ······	316
8. 1 温室効果ガス ······	316
第 5 章 環境保全のための措置 ······	323
第 6 章 環境配慮項目に関する措置 ······	329
第 7 章 環境影響の総合的な評価 ······	331
第 8 章 事後調査計画 ······	339
1 事後調査の目的 ······	339
2 事後調査の項目 ······	339
3 事後調査の内容 ······	339
4 事後調査報告書の提出時期 ······	340
第 9 章 関係地域の範囲 ······	341
第 10 章 条例準備書に対する市民意見等の概要及び 指定開発行為者の見解 ······	343
1 条例準備書の縦覧等 ······	343
2 条例準備書に対する市民意見等の概要 ······	344
3 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解 ······	344
第 11 章 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解 ······	347
第12章 その他 ······	359
1 指定開発行為の実施に必要な許認可等の種類 ······	359
2 条例評価書の作成者及び業務受託者の名称及び所在地 ······	359
(1) 条例評価書の作成者 ······	359
(2) 業務受託者 ······	359
3 事業内容等に関する問い合わせ窓口 ······	359

4 参考とした資料の目録	360
修正箇所一覧	361

資料編